

2017 年 2 月

組合員 各位

生活協同組合コープさっぽろ

損害賠償請求訴訟（蜂蜜産地偽装表示）におけるコープさっぽろの勝訴に
関するお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月認知しました株式会社北蜂社による中国産蜂蜜の「北海道産」偽装表示販売に関しましては、認知直後の調査の結果、当組合のお取引先である国分株式会社を経由して平成 25 年 1 月以降合計 4,522 個を販売していたことが判明しました。

このため、当組合では直ちに当該事実を公表し、お買い上げいただいた組合員様に対して産地偽装の内容及び返金のお知らせをして対応に当たるとともに、平成 28 年 7 月、当該不法行為により被った約 674 万円の損害賠償請求を札幌地方裁判所に提訴しておりましたが、本年 1 月 27 日、下記のとおり完全勝訴しましたのでお知らせいたします。

本件は、産地偽装による計画倒産の疑いもあり、損害回復のための差し押え請求を継続して参りますが、産地偽装はもとより原材料、消費期限などについての食品偽装は、食の安全を脅かす重大な犯罪であります。当組合といたしましては、今後、これらの不法行為に対して刑事上、民事上のあらゆる手段による責任追及を行い、逃げ得を許さない断固たる姿勢を貫いて参ります。

組合員各位には、ご心配とご迷惑をかけしましたこと心よりお詫び申し上げます。

記

第 1 訴訟当事者

原告 生活協同組合コープさっぽろ

被告 株式会社北蜂社

第 2 判決（主文）

- 1 被告は、原告に対し、673 万 7384 円及びこれに対する平成 28 年 11 月 10 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1 項に限り、仮に執行することができる。

以上